

【参考】
東京都建築基準法施行細則第13条第10項
第八項の規定による休止の届出をした報告対象特定建築設備等を再使用しようとするときは、使用する日の三日前までに、別記第二十一号様式の二の二による特定建築設備等再使用届に規則第六条第三項及び第四項又は第六条の二の二第三項及び第四項に定めるそれぞれ該当する書類を添えて知事に届け出なければならない。

特定建築設備等再

下記の特定建築設備等を再使用したいので、東京都建築基準法施行細則第13条第10項の規定により届け出ます。

東京都知事 殿

年 月 日

原則、所有者と管理者が異なる場合は、管理者（管理者が変更となる場合は、変更前の管理者）が届け出を行ってください。

届出者 住所 新宿区西新宿〇-〇-〇
氏名 〇〇株式会社代表取締役 〇〇 〇〇
電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇
〔法人にあつては、その事務所の所在地、名称〕
及び代表者の氏名

記

1	所有者の住所及び氏名	新宿区西新宿〇-〇-〇 〇〇株式会社代表取締役 〇〇 〇〇
2	管理者の住所及び氏名	新宿区西新宿△-△-△ △△株式会社代表取締役 △△ △△
3	建築物の概要	(1) 所在地 住居表示 新宿区西新宿〇-〇-〇 (地名地番) 新宿区西新宿〇-〇
		(2) 名称 〇〇〇〇ビル
		(3) 用途 事務所・飲食店舗
		(4) 規模 階数（地上 10 階・地下 2 階）、延べ面積（15,000 m ² ）
4	特定建築設備等の種類、用途及び構造	昇降機等：小荷物専用昇降機 再使用する特定建築設備等のみについて記載してください。
5	確認済証交付者 確認済証交付年月日及び番号	東京都建築主事 〇〇 〇〇 昭和40年5月10日 第238号 指定確認機関による確認等の場合、当該指定確認機関名、当該指定確認機関で発行された確認済証等の番号・日付を記載してください。
6	使用休止届届出日（使用休止期間）	令和3年4月1日 (使用休止期間：令和3年4月1日か令和5年3月31日まで) 以前に提出された、「特定建築設備等使用休止届」の届出日、届出期間を記載してください。
7	前回報告年月日及び番号	防火設備： 令和2年5月1日 番号 101-34-0000
		建築設備： 令和2年5月1日 番号 111111
		昇降機等： 令和2年5月1日 番号 1111111111
8	再使用開始年月日	令和 5 年 3 月 20 日
※ 受付欄		<p><防火設備> 再使用する防火設備がある場合のみ、防火設備の定期検査報告書第1面下の「東京都防災建築まちづくりセンター」受付印の日付及び右上「整理番号」を記載してください。</p> <p><建築設備> 再使用する建築設備がある場合のみ、建築設備定期検査報告書第1面下の「日本建築設備・昇降機センター」受付印の日付及び右上「センター受付番号」を記載してください。</p> <p><昇降機等> 昇降機等を廃止又は使用休止する場合のみ、昇降機定期検査報告書第1面下の「東京都昇降機安全協議会」受付印の日付及び右上「登録番号」を記載してください。 なお、複数台数の昇降機等が設置されている建築物で、その一部分のみ廃止等を行う場合、廃止等を行う昇降機等のみについて記載してください。</p>

(注意)

- ※印のある欄は、記入しないでください。
- 建築基準法施行規則第6条第3項及び第4項又は書類のうちそれぞれ該当するものを添付してください。